

検定満期量水器交換作業詳細仕様書

この仕様書は、笛吹市水道料金センター業務委託の契約に基づき実施するものである。

1 業務の内容

- (1) 検定満期となる水道用量水器交換業務
- (2) 不良量水器等交換業務
- (3) その他交換業務に必要な附帯工事

2 対象箇所

笛吹市給水区域内

(検定満期による交換対象の量水器は、量水器交換作業予定リストに記載)

3 量水器について

- (1) 取替え対象 口径：13mm～100mm
- (2) 量水器規格 口径：13mm～100mm

規格の詳細は、量水器購入及び管理業務詳細仕様書に記載している。

- (3) 量水器管理等

交換を行なう量水器については、受注者がこれを管理し、検満及び不良量水器については、口径別に整理し、洗浄し、量水器番号一覧表と併せて管理する。

4 交換時期について

- (1) 交換時期については、検針期間を避けることとする。

5 使用者への交換日時の周知等

- (1) 使用者（交換対象者）に対して、文書等により交換作業の事前周知をすると共に、工事日の希望がある場合は柔軟に対応すること。
- (2) 店舗、商業施設、公共施設等断水に制限がある場合は、使用者と日程調整をすること。

(3) 交換作業は、原則として土日に行なわないものとする。

ただし、使用者の都合等によりやむを得ない時は、発注者と協議することとする。

6 作業時の注意点

(1) 交換作業時は、「笛吹市給水装置の構造、工事、材料及び工事費の算出方法等に関する規程」を遵守すること。

(2) 以下の状況が確認された場合は直ちに、現地確認を行い、状況により交換作業等を水道工事指定店へ依頼すること。また交換作業に必要な附帯工事に要する費用は、発注者にて支払うものとする。

ア 量水器が破損し漏水している場合

イ 給水管 1 次側の漏水及び止水栓不良の場合

ウ その他量水器交換が著しく困難な場合

(3) 交換作業前に現地の事前調査を行い、断水等が必要な場合には、水道課と協議の上、日程調整を行うこと。

(4) 交換作業前に 2 次側漏水の有無を確認し、漏水がある場合は使用者の確認および承諾を受けてから交換すること。

(5) 通水後必ず止水栓、1 次側及び 2 次側量水器周りの漏水有無を確認し完了すること。

(6) 交換作業前に止水栓が閉まっている場合は、通水確認後止水栓を閉めておくこと。

(7) 交換作業終了後、漏水の有無及び取り付け方向の正誤を確認すること。

(8) 給水管が鉛管の場合は、作業報告書に記載するものとする。

7 遵守事項

(1) 給水装置工事主任技術者の資格を有する技術者を配置すること。

(2) 量水器交換は、交換一覧表と所在地、使用者氏名、量水器番号等必ず確認すること。

(3) 受託者は、交換作業の実施により漏水等の事故が生じたときは発注者に報告し、責任を持って修理を行うこと。

なお、これに要する費用は、受託者の負担とする。

(4) 受託者の交換作業実施に起因する事故の保証期間は、交換

作業年度の年度末後 6 ヶ月間とする。

- (5) 大口径及び作業困難と判断した箇所の量水器交換作業は、市内の笛吹市給水工事指定事業者と協力し施行すること。

9 支払い

- (1) 別紙単価表 3 のとおり。

量水器交換作業は、配管の老朽化等により漏水の危険がある箇所では実施できない場合がある。そのため本委託業務は、交換作業が実施できた箇所について、受託者からの請求をもって、出来高による支払いとする。また、量水器交換に伴う附帯工事が発生した場合には、作業内容を精査の上、精算払いとする。なお、附帯工事については、各年度 250 万円を上限とし、それを超える場合は発注者と協議すること。

- (2) 支払いについては、納入毎の随時払いとする。当月交換作業分について、翌月 20 日までに報告を行うこと。

10 完了報告等

受託者は、契約書に定める完了通知のほか、以下に定める報告をすること。

- (1) 量水器交換作業報告書
- (2) 交換前、交換後の写真（指針及び全体）

11 その他

契約書・仕様書等に定めのない事項及び疑義が生じた場合には、発注者、受注者協議のうえ決定する。